

時間外労働
に関する協定届
休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
教育事業		学校法人 神戸女学院		兵庫県西宮市岡田山4番1号（電話0798-51-8505）				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
						1か月(毎月1日)	1年（4月1日）	
① 下記②に該当しない労働者	年度始・年度末事務、入試事務、会議準備、決算等	一般事務	128人	1日7時間	7時間	30時間	240時間	平成23年4月1日から1年間
	各種行事準備、環境保全	営繕・労務	1人	同上	同上	同上	同上	同上
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業および終業の時刻		期 間	
大学入試センター試験、臨時的な行事		事務・労務	129人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、7:00～21:00		平成23年4月1日から1年間	

1. 一定期間についての延長時間は1か月30時間とする。ただし、入学試験・授業および試験等の準備・学生関連行事等による繁忙時期は、労使の協議を経て1か月60時間までこれを延長することができる。この場合、延長時間を更に延長する回数は、6回までとし、年間420時間を限度とする。
2. 時間外労働に対する割増賃金率は、次の区分に従いそれぞれ適用する。
- 1か月60時間までの時間・・・2割5分
 - 1か月60時間を超える時間・・・5割
 - 1年360時間を超える時間・・・2割5分
3. 学院は、職員の時間外労働を極力抑制し、休養時間の確保に留意するとともに、職員の健康状態を常に把握し、必要な場合には迅速かつ適切に対処する。

協定の成立年月日 平成23年3月15日

協定の当事者である労働組合の名称

職 名 神戸女学院大学教職員組合
執行委員長
氏 名 石 川 康 宏

神戸女学院教職員組合
執行委員長
寺 口 浩

神戸女学院嘱託職員組合
執行委員長
西 野 美 香

協定の当事者の選出方法 (投票による選挙)

平成23年3月25日

学校法人 神戸女学院
理事長

森 孝 一

西宮労働基準監督署長 殿